別表中

二部	翌月十五日

を

一部	翌月十五日

に改め、同表パルプ及び紙の項を次のように改める。

パルプ・紙及び紙加工品	パルプ	製紙パルプ		全部			パルプ月報	二部	翌月十日
	紙	紙（手すきの紙を除く。）	新聞巻取紙						
			印刷・情報用紙	全部			紙月報	二部	翌月十日
			包装用紙						
			衛生用紙						
			雑種紙						
		板紙	段ボール原紙	全部	従事者五十名以上のもの	全部	板紙月報	二部	翌月十日
			紙器用板紙						
			雑板紙						
	紙加工品	段ボール			従事者五十名以上のもの		段ボール月報	二部	翌月十日
		紙おむつ				全部	紙おむつ月報	一部	翌月十五日

経済産業大臣の指定するもの	経済産業大臣	翌月十五日		翌月十五日
	経済産業局長	翌月十日		翌月十五日
	経済産業局長	翌月十日		翌月十五日
	経済産業局長	翌月十日		翌月十五日
	経済産業局長	翌月十日		翌月十五日

同表化学工業品の項中

エチレン系有機薬品	トリクロルエチレン	全部	セメント又はクリンカを生産するものであって従事者三十名以上のもの	全部	セメント・セメント製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	翌月十五日
メタノール系有機薬品	ホルマリン					二部	翌月十日	都道府県知事	
	塩化メチレン								
可塑剤	フタル酸系可塑剤								
	りん酸系可塑剤								
	エポキシ系可塑剤								
その他の有機薬品	発酵エチルアルコール								
	無水酢酸								
	無水マレイン酸								
	メラミン								
写真感光材料	写真フィルム								

を

メタノール系有機薬品	ホルマリン	全部	セメント又はクリンカを生産するものであって従事者三十名以上のもの	全部	セメント・セメント製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	翌月十五日
	塩化メチレン					二部	翌月十日		
可塑剤	フタル酸系可塑剤								
	りん酸系可塑剤								
	エポキシ系可塑剤								
その他の有機薬品	発酵エチルアルコール								
	無水マレイン酸								
写真感光材料	写真フィルム								

に改め、同表窯業製品、土石製品及び建材の項中

セメント	セメント	全部	セメント又はクリンカを生産するものであって従事者三十名以上のもの	全部	セメント・セメント製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣	翌月十五日
						二部	翌月十日		